

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「会社法改正条文」(シリーズ1)

2018年8月1日公布

※赤文字は改正内容。

改正条文	改正前の内容	改正内容
第1条	この法律において会社とは、営利を目的とし、この法律に基づいて組織、登記、成立する社団法人を指す。	この法律において会社とは、営利を目的とし、この法律に基づいて組織、登記、成立する社団法人を指す。(第1項) 会社は会社経営にあたって、公共利益の促進、社会的責任を果たすため、法令及び企業倫理を遵守しなければならない。(第2項)
第4条	この法律において外国会社とは、営利を目的とし、外国法律により組織登記され、 中華民国政府の認可を得た上で 、 中華民国国内 で営業する会社を指す。	この法律において外国会社とは、営利を目的とし、外国法律により組織登記された会社を指す。 外国会社とは、法令の制限内において、中華民国の会社と同一の権利能力を有する。
第8条	この法律において会社の責任者とは、無限責任会社及び二合会社の場合は業務を執行し、又は会社を代表する株主を指す。有限会社、株式有限会社の場合は、 董事 を指す。(第1項) 会社の 経理人 又は 清算人 、株式有限会社の 発起人 、 監査役 、 検査役 、 再編役 又は 再編監督役 は職務執行の範囲内においても、 会社の責任者 とする。(第2項)	この法律において会社の責任者とは、無限責任会社及び二合会社の場合は業務を執行し、又は会社を代表する株主を指す。有限会社、株式有限会社の場合は、 董事 を指す。(第1項) 会社の 経理人 、 清算人 又は臨時管理人 、株式有限会社の 発起人 、 監査役 、 検査役 、 再編役 又は 再編監督役 は職務執行の範囲内においても、 会社の責任者

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>董事でないにもかかわらず、実質的に株式を公開発行する会社の董事業務を執行し、又は実質的に会社の人事、財務或は業務営業を支配することにより実質的に董事の職務執行を指揮する者について、本法においての董事と同様な民事、刑事及び行政罰の責任を負うものとする。但し、政府が経済の発展、社会安定の促進、又はその他公衆利益の促進のために、任命した董事に対する指揮は適用しない。(第3項)</p>	<p>とする。(第2項)</p> <p>董事でないにもかかわらず、実質的に会社の董事業務を執行し、又は実質的に会社の人事、財務或は業務営業を支配することにより実質的に董事の職務執行を指揮する者について、本法においての董事と同様な民事、刑事及び行政罰の責任を負うものとする。但し、政府が経済の発展、社会安定の促進、又はその他公衆利益の促進のために、任命した董事に対する指揮は適用しない。(第3項)</p>
<p>第9条</p>	<p>会社の株式払込金について、申請書類に払込済みことを表明したが、実際に株主が払い込まない場合、又は払い込で登記した後また株主に返還した、或は株主の取戻しを認めた場合、会社責任者それぞれ、5年以下の有期懲役、拘留又はNT\$50万以上NT\$250万以下の罰金に処する。罰金を併科することができる。(第1項)</p> <p>前項の事由がある場合、会社の責任者は、当各株主と連帯し、会社又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項の裁判が確定した後、検察機関より中央主務機関に登記の取消又は廃止を通知する。</p>	<p>会社の株式払込金について、申請書類に払込済みことを表明したが、実際に株主が払い込まない場合、又は払い込で登記した後また株主に返還した、或は株主の取戻しを認めた場合、会社責任者それぞれ、5年以下の有期懲役、拘留又はNT\$50万以上NT\$250万以下の罰金に処する。罰金を併科することができる。(第1項)</p> <p>前項の事由がある場合、会社の責任者は、当各株主と連帯し、会社又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項の場合は、裁判所の有罪裁判が確定した後、中央主務機関より登記の取消又は廃止を</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>但し、裁判確定前に、既に補正した又は主務機関が命じた補正期限内に補正した場合は、この限りではない。(第3項)</p> <p>会社の設立又はその他登記事項が偽造され、文書変造され、その裁判が確定した後、検察機関より中央主務機関に登記の取消又は廃止を通知する。(第4項)</p>	<p>する。但し、判決確定前に、既に補正した場合は、この限りではない。(第3項)</p> <p>会社の責任者、代理人、被雇用者又はその他の従業人員が刑法の偽造文書罪を犯し、設立又はその他登記を行い、裁判所から有罪判決が確定した場合、中央主務機関は職権又は利益関係者の申請によりその登記の取消又は廃止をする。(第4項)</p>
<p>第13条</p>	<p>会社は、他の会社の無限責任株主又は組合事業の組合員になってはならない。他の会社の有限責任株主になる場合、その全ての出資総額は、投資を専業とする場合、会社定款に別段の規定がある場合又は次の各号の規定により、株主の同意又は株主総会の決議を得た場合を除き、本社の払込資本金額の40%を超えてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無限責任会社、二合会社の場合、無限責任株主全員の同意を得たこと。 2. 有限会社の場合、株主全員の同意を得たこと。 3. 株式有限会社の場合、発行済み株式総数の3分の2以上を代表する株主が株主総会に出 	<p>会社は、他の会社の無限責任株主又は組合事業の組合員になってはならない。(第1項)</p> <p>株式を公開発行する会社は他会社の有限責任株主になる場合、その全ての出資総額は、投資を専業とする場合、会社定款に別段の規定がある場合又は次の各号の規定により、株主の同意又は株主総会の決議を得た場合を除き、本社の払込資本金額の40%を超えてはならない。(第2項)</p> <p>出席した株主の株式総数は前項第3項の定額に満たない場合、代わりに発行済み株式総数の2分の1以上を代表する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の同意を得たことで行う。(第3項)</p> <p>前2項において出席株主の株式</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>席し、出席した当該株主の議決権の過半数の同意を得たこと。(第1項)</p> <p>株式を公開発行する会社、その出席した当該株主の議決権は前項第3項の定額に満たない場合、代わりに発行済み株式総数の2分の1以上を代表する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の同意を得たことで行う。(第2項)</p> <p>第1項第3号及び第2項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款においてこれより高い定めがある場合、それによる。(第3項)</p> <p>会社が投資する被投資会社の利益又は法定積立金による増資に伴う得た株式配当は、第1項の出資総額に算入しない。(第4項)</p> <p>会社の責任者が第1項の規定に違反した場合、会社がこれにより被った損害を賠償しなければならない。(第5項)</p>	<p>総数及び議決権数について、定款においてこれより高い定めがある場合、それによる。(第4項)</p> <p>会社が投資する被投資会社の利益又は法定積立金による増資に伴う得た株式配当は、第2項の出資総額に算入しない。(第5項)</p> <p>会社の責任者が第1項又は第2項の規定に違反した場合、会社がこれにより被った損害を賠償しなければならない。(第6項)</p>
<p>第18条</p>	<p>会社の名称は、他の会社名と同じくしてはいけない。二社の会社名に異なる業種であることの表示又は二社を区別できる文字がある場合、二社の会社名は相異とみなす。(第1項)</p>	<p>会社の名称は、我国の文字を使用するものとする。他の会社名又は合資会社名を同じにしてはならない。二社又は会社と合資会社の名称と異なる業種であることの表示又は二社を区</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>会社が従事する事業についての許可業務を定款に記載しなければならない場合を除き、その他の業務は、この制限を受けない。(第2項)</p> <p>中央主務機関が定める営業項目番号表に基づき会社が従事する事業を登記しなければならない。既に設立登記した会社の従事事業は文字で記載する場合、従事事業を変更するときに営業項目番号表の規定に従って取り扱わなければならない。(第3項)</p> <p>会社は、他人を誤認させやすい政府機関、公益団体と関係ありそうな名称、又は公の秩序或いは善良の風俗を害する名称を使用してはならない。(第4項)</p> <p>会社の名称及び業務は、会社登記をする前に予備審査を申請しなければならない。一定の期間内に保留されるものとする。その審査準則は、中央主務機関が定める。(第5項)</p>	<p>別できる文字がある場合、名称は相異とみなす。(第1項)</p> <p>会社が従事する事業についての許可業務を定款に記載しなければならない場合を除き、その他の業務は、この制限を受けない。(第2項)</p> <p>中央主務機関が定める営業項目番号表に基づき会社が従事する事業を登記しなければならない。既に設立登記した会社の従事事業は文字で記載する場合、従事事業を変更するときに営業項目番号表の規定に従って取り扱わなければならない。会社は、他人を誤認させやすい政府機関、公益団体と関係ありそうな名称、又は公の秩序或いは善良の風俗を害する名称を使用してはならない。(第3項)</p> <p>会社の名称及び業務は、会社登記をする前に予備審査を申請しなければならない。一定の期間内に保留されるものとする。その審査準則は、中央主務機関が定める。(第4項)</p>
<p>第20条</p>	<p>会社は各会計年度終了後、営業報告書、財務諸表及び利益配当又は損失補填の議案を株主又は株主総会に提出して承認を受けなければならない。(第1項)</p>	<p>会社は各会計年度終了後、営業報告書、財務諸表及び利益配当又は損失補填の議案を株主又は株主総会に提出して承認を受けなければならない。(第1項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>会社の資本金は中央主務機関が定める一定金額以上に達した場合、その財務諸表は、公認会計士の監査、認証を受けなければならない。その監査規則は、中央主務機関が定める。但し、株式を公開発行する会社に対し、証券管理機関が別段規定を定めた場合は、適用しない。 (第2項)</p> <p>前項の公認会計士の委任、解任及び報酬は、第29条第1項の規定を準用する。(第3項)</p> <p>第1項に定める書類について、主務機関は随時に、人員を派遣して検査をし、又は期限内の申告を命じることができる。その方法は、中央主務機関が定める。(第4項)</p> <p>会社の責任者が第1項又は第2項の規定に違反した場合は、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料を処する。前項の検査を妨害、拒絶又は回避し、又は期限内に申告しなかった場合は、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料を処する。 (第5項)</p>	<p>会社の資本金は中央主務機関が定める一定金額以上に達した、又は一定金額に達せず、一定規模に達した場合、その財務諸表は、公認会計士の監査、認証を受けなければならない。その一定金額、規模及び監査規則は、中央主務機関が定める。但し、株式を公開発行する会社に対し、証券主務機関が別段規定を定めた場合は、適用しない。 (第2項)</p> <p>前項の公認会計士の委任、解任及び報酬は、第29条第1項の規定を準用する。(第3項)</p> <p>第1項に定める書類について、主務機関は随時に、人員を派遣して検査をし、又は期限内の申告を命じることができる。その方法は、中央主務機関が定める。(第4項)</p> <p>会社の責任者が第1項又は第2項の規定に違反した場合は、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料を処する。前項の検査を回避、妨害又は拒絶し、又は期限内に申告しなかった場合は、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料を処する。 (第5項)</p>
--	---	---

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。